

議案第 53 号

令和 4 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度鴨川市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 262 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 577,681 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 4 年 11 月 25 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		10,114	262	10,376
	5 受託事業収入	9,012	262	9,274
歳入合計		577,419	262	577,681

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		2,689	262	2,951
	2 繰出金	1,589	262	1,851
歳 出 合 計		577,419	262	577,681

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
口座振替に係る委託料	自 令和4年度 至 令和5年度	127
市税等コンビニ収納事業	自 令和4年度 至 令和5年度	155